

農林水産関係事務事業（その 1）の取扱いについて

農林水産関係事務事業（その 1）の取扱いについて提出する。

平成 16 年 7 月 14 日提出

美方町・村岡町・香住町合併協議会
会 長 岩 槻 健

協定項目	3 - (12)	各種事務事業の取扱い 農林水産関係事務事業（その 1）の取扱い
<p>1. 農業に関すること</p> <p>(1) 生産調整に対する助成措置等の農業振興対策事業は、各町の取り組み経過、地域特性を考慮し合併後に再編する。</p> <p>(2) 中山間地域等直接支払交付金事業は、現行のとおり新町へ引き継ぐ。</p> <p>(3) 棚田保全緊急対策事業は、現行のとおり新町へ引き継ぐ。</p> <p>(4) 農業振興に係る利子補給制度は、現行の 3 町の制度をもとに調整し、合併時に再編する。</p> <p>2. 土地改良に関すること</p> <p>(1) 土地改良事業に係る受益者負担率及び町単独補助率は、現行の 3 町の制度をもとに調整し、合併時に再編する。ただし、合併時に事業実施中のものについては、従前の例による。</p> <p>(2) 農地及び農業用施設の災害復旧に係る受益者負担率は、美方町、村岡町の制度をもとに合併時に再編し、町単独事業は、合併時に廃止する。</p> <p>3. 畜産に関すること</p> <p>(1) 優良牛確保事業及び町有雌牛貸付事業等の畜産振興対策事業は、美方町、村岡町の制度をもとに調整し、合併後に再編する。</p> <p>(2) 畜産振興に係る利子補給制度は、美方町、村岡町の制度をもとに調整し、合併後に再編する。</p> <p>4. 水産に関すること</p> <p>(1) 種苗放流事業等の水産振興対策事業は、現行のとおり新町へ引き継ぐ。</p> <p>(2) 水産振興に係る利子補給制度は、現行のとおり新町へ引き継ぐ。</p> <p>5. 農林水産関係の各種証明書交付事務に関すること</p> <p>(1) 農林水産関係の各種証明書交付事務は、現行のとおり新町へ引き継ぎ、その手数料は、香住町の例により合併時に統一する。</p>		